

## 平成28年第1回定例会(平成28年3月7日)

厚生環境教育委員会委員長 (江藤 勝彦 委員長)

去る3月2日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました『議第1号 平成27年度 別府市一般会計補正予算(第5号)』関係部分、ほか4件について、3月3日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第1号 平成27年度 別府市一般会計補正予算(第5号) 関係部分』についてであります。

別府学創生事業では、当局より郷土への誇りと夢を併せ持つ豊かな人間性や社会性を兼ね備えた人材を育成するために「別府学」を立ち上げることとし、それを普及させていくため、小中学生の学習に活用する冊子、さらに、その内容と別府観光の父といわれる油屋熊八の業績を映像化したDVDを作成する経費などを予算計上しているとの説明がなされました。

委員からは、学校教育のカリキュラムの中で実施が可能なのか、またそれが別府学醸成につながっていくのかなどの質疑がなされましたが、当局から、学校教育課との協議のなかで実施は可能と判断しており、また今後の事業展開については議会と十分に協議のうえ進めたいとの答弁がなされましたので、これを了といたしました。

次に、個人番号カード交付事業においては、国の補正予算成立に伴い、対象事業費が増額したため、国庫補助金の増額交付を受け、マイナンバーカード関連業務を委任している地方公共団体情報システム機構へ同額を支出するとの説明がなされました。また、個人番号カード交付を28年度も継続して行なうことから、必要経費を繰越計上しているとの説明がなされました。

次に、臨時福祉給付金事業では、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援の観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、低所得の高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を早期に給付するため、その事務費を補正計上し、繰越しするとの説明がなされました。

さらに、福祉保健部各課からは社会保障・税番号制度に対応するため、総合福祉システムの改修を実施していたが、システム間の連携仕様の確認に時間を要し、改修作業が年度内に完了しないため、翌年度に繰越計上しているとの説明がなされました。

その他の補正といたしましては、各種サービスの利用・受給者の増減、入札結果等、決算見込みによる係数整理、国・県からの補助の追加及び返納、財源補正等を行ったとの説明が各課よりなされました。

採決におきまして、『議第1号 平成27年度 別府市一般会計補正予算（第5号）関係部分』については、当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、『議第6号 平成27年度 別府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）関係部分』についての審議では、高齢者福祉課から、今年度の介護保険給付費の実績をもとに、現計予算との過不足が生じたものについて、補正計上しているとの説明がなされました。

委員から、居宅介護サービスにおいてヘルパーの対応時間が60分から45分と短縮されたが、そのことにより利用者にサービスが行き届かなくなっている。改善の必要があるのではないかとの意見がなされましたが、

当局から、国の法改正に従い短縮しているが、実態調査の実施も含め、今後の改善策を検討していきたいとの回答がありましたので、これを了といたしました。

採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

予算外の議案についてですが、『議第29号 別府市心身障害者福祉手当条例の一部改正について』では、現行では年額支給の基準日である3月1日以前に18歳となられた方には障がい者としての手当額を支給し、3月2日から3月31日までに誕生日を迎える方には児童の手当額を支給するといった運用上の問題点があるため、本条例に規定する児童を、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と統一して定義するため、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、『議第31号 別府市温泉発電等の地域共生を図る条例の制定について』では、当局から別府市域での温泉発電等の導入に関して、地域との共生、自然環境や生活環境との調和及び温泉資源の持続可能な利活用を図るため、条例を制定しようとするものであるとの説明がなされました。

委員からは、地域新エネルギービジョンの数値目標と開発されようとしているエネルギーの数値を比較すると過熱しているので、温泉という別府市の公益を守るために、開発を制限することがあってもよいのではないかと、また、開発に際し、極力、別府市の地域経済にプラスになるよう取り組んでもらいたいとの意見がなされ、当局からは、別府市に温泉資源がどれだけ潜在しているのかなどの調査を来年度実施し、学術的なデータを取得したうえで対応していきたいとの回答がありました。

次に、『議第41号 事務の委託の協議について』では、証明書の交付等に係る事務を、日田市との間で相互に委託することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるとの説明がなされました。

以上、3議案についても、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。